



# 熊本県公報

第12775号  
平成30年11月16日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( " ) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… ( " ) 2
- 平成30年11月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 2
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3

**公 告**

- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 3
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 3
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 5

**登 載 依 頼**

- 平成30年度第9回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第950号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
日輪学院 生活介護事業所にちりん 八代市郡築四番町6-1	株式会社 八代福祉カンパニー 八代市郡築八番町75-4 藤本 幸吉	生活介護	平成30年11月7日

### 熊本県告示第951号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
日輪学院 障害児通所支援事業所にちりん 八代市郡築四番町6番地1	株式会社八代福祉カンパニー 八代市郡築八番地7 5番地4 藤本 幸吉	平成30年11月7日	435020 0327	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第952号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
山都もみじ薬局	医療機関の所在地	上益城郡山都町北中島2806番地1	上益城郡山都町北中島字狐平2806番地1	平成30年7月1日

**熊本県告示第953号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
さくら調剤薬局菊陽店 菊池郡菊陽町津久礼3009番地3	平成30年11月1日
小国調剤薬局 阿蘇郡小国町宮原1735番地9	平成30年11月1日
有限会社くすりのエスエス堂きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東1497番地	平成30年11月1日
はらだ調剤薬局 八代市萩原町二丁目11番2号	平成30年11月1日
有限会社くすりのエスエス堂薬局城本店 人吉市下城本町九反田1434番地	平成30年11月1日
有限会社あかね薬局 水俣市天神町一丁目3番14号	平成30年11月1日
御所浦薬局 天草市御所浦町御所浦2852番地7	平成30年11月1日

**熊本県告示第954号**

平成30年11月30日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第955号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成30年10月30日	玉名市	1戸3頭	乳用牛

熊本県告示第956号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アト・みらい	ちはや	天草市栄町6-1	平成30年11月7日	通所介護

公 告

熊本県公告第710号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	秋津地区	平成24年9月27日	平成30年6月6日	熊本県
土地改良施設の災害復旧	塚原地区	平成29年5月30日	平成30年3月23日	熊本県
土地改良施設の災害復旧	秋津幹線排水路地区	平成29年6月1日	平成30年6月6日	熊本県
土地改良施設の災害復旧	南尾迫地区	平成30年2月2日	平成30年3月26日	熊本県

熊本県公告第711号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼2448番地5渡邊司法ビル
- 2 築造者の氏名 S・Pマネイジメント株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字拾六番町屋敷1091番17
- 4 道路の幅員 4.01メートルから4.40メートルまで
- 5 道路の延長 47.00メートル
- 6 指定年月日 平成30年10月29日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第260号

熊本県公告第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営天草中央北地区（登尾換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成30年11月19日から平成30年12月17日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 換地設計書

- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第713号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目3番22号
- 2 築造者の氏名 有限会社日の出建材
- 3 道路の位置 水俣市古賀町二丁目61番13
- 4 道路の幅員 4.04メートルから6.02メートルまで
- 5 道路の延長 114.29メートル
- 6 指定年月日 平成30年10月30日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第21号

**熊本県公告第714号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字釜ヶ原973番1ほか11筆
林田 慶志	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町白木尾字二重部321番ほか2筆

- 2 認可年月日 平成30年11月9日

**熊本県公告第715号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社タナカ	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町下村字行真146番1ほか2筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市平山新町字北割5680番1ほか3筆
中村 有一	八代市鼠蔵町	八代市鼠蔵町字添築南割278番
松岡 慎也	八代市千丁町新牟田	八代市千丁町古閑出字参〇番割1452番1
松岡 優衣香	八代市千丁町新牟田	八代市千丁町古閑出字参〇番割1452番1
上野 博司	人吉市大畑麓町	八代市七地町字大堀328番ほか21筆

- 2 認可年月日 平成30年11月9日

**熊本県公告第716号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 幸人	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字永迫1144番ほか1筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字赤崩542番38ほか2筆
新堀 徳人志	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字宮ノ上2325番1
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字加茂1929番ほか3筆

2 認可年月日

平成30年11月9日

熊本県公告第717号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年11月16日から同月29日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上2500番ほか3筆
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区弓削町159番1
吉田 久蔵	熊本市西区松尾町平山	熊本市西区松尾町平山字塚原1255番62ほか3筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市西区中原町字船藏1457番1ほか11筆
吉岡 優治	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字方近割349番ほか1筆
中川 勇次	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字迫1820番6ほか7筆
東 竜生	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町河内字上越2702番ほか1筆
叶 俊哉	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字田代2557番4
片山 義樹	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字上越2694番1ほか1筆
西村 憲幸	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字田代2553番1
株式会社はなと	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町鰐瀬字北境ノ松2385番2ほか2筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町舞原字出水原726番1ほか1筆
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字北無田442番1ほか4筆

白石 敦子	熊本市南区川口町	熊本市南区川口町字式拾町前3104番
中村 一隆	熊本市南区海路口町	熊本市南区川口町字式拾町前3104番
合同会社しらかわ べRC	熊本市南区内田町	熊本市南区海路口町字学料三番割201 1番1ほか28筆
後藤 新介	熊本市北区龍田	熊本市北区龍田三丁目2251番
農事組合法人うめ どう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字浜成4623番1 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字浜成109番1)

2 申請年月日  
平成30年11月6日

**登載依頼**

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第9号**

平成30年度第9回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成30年11月16日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時  
平成30年11月22日(木)  
午前9時00分から午前11時20分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ 2階 小会議室1
- 3 議題  
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について  
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他  
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班  
(電話096-333-2720)